

沖縄県警察安全相談員に関する訓令

(平成13年3月30日沖縄県警察本部訓令第4号)

改正 平成14年3月29日訓令第9号

(趣旨)

第1条 この訓令は、沖縄県警察安全相談員（以下「相談員」という。）の任免、職務、報酬、勤務時間、勤務要領等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任命)

第2条 相談員は、警察活動について知識及び経験を有する者、又はその能力がこれに準ずると認める者であって次に掲げる要件を満たしているもののうちから、警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する。

- (1) 人格及び行動について社会的信望を有すること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (3) 健康で活動力があること。

2 前項に定めるところにより任命された相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。

3 相談員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(辞職等)

第3条 相談員は、任期の途中において辞職しようとする場合は、辞職願を提出し、本部長の承認を受けなければならない。

2 本部長は、相談員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して解任することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 相談員たるにふさわしくない非行のあった場合
- (4) 前3号に規定する場合のほか、沖縄県警察職員の例に準じその適格性を欠く場合

(配置)

第4条 相談員は、警務部広報相談課（以下「広報相談課」という。）及び本部長が別に指定する警察署に配置するものとする。

(職務)

第5条 相談員は、広報相談課長又は配置先の警察署長（以下「所属長」という。）の命を受け、沖縄県警察安全相談業務に関する訓令（平成13年沖縄県警察本部訓令第2号。以下「相談業務訓令」という。）第4条に定める「警察安全相談の範囲」について、住民の求めに応じ、次の各号に掲げる職務に従事するものとする。

- (1) 警察安全相談（以下「相談」という。）の受理及びその解決のための助言、指導等に関すること。
- (2) 相談の取扱状況の統計に関すること。
- (3) 相談の広報に関すること。
- (4) 相談に係る関係機関、団体等（以下「関係機関等」という。）との連絡調整に関すること。
- (5) その他相談に関し、所属長が認めるもの

(勤務時間、休憩時間等)

第6条 相談員の勤務日、勤務時間、休憩時間及び休息時間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 勤務日 1週間につき5日以内
- (2) 勤務時間 1週間につき30時間以内
- (3) 休憩時間 1日の勤務時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間
- (4) 休息時間 勤務時間4時間につき15分

2 前項の勤務時間等の割振りについては、所属長が定める。

3 所属長は、特に必要がある場合においては、4週を平均して1週間の勤務日が5日を超えず、かつ、1週間の勤務時間が30時間を超えない範囲内で、特定の週において、5日を超え、又は30時間を超えて勤務させることができる。

(服務)

第7条 相談員の服務については、沖縄県警察職員の服務に関する訓令（平成12年沖縄県警察本部訓令第9号）を準用する。

(関係機関等への連絡)

第8条 相談員は、相談事務の処理の適正化を図るため必要があるときは、所属長の指示を受けて、関係機関等と緊密な連絡を取るものとする。

(主管課への引継ぎ)

第9条 相談員は、相談事案の内容から、その内容にかかわる主管課で取扱うことが適当であると認められるときは、所属長に報告の上、引継ぎについて指揮を受けなければならない。

(相談員の心構え)

第10条 相談員は、次の各号に掲げる心構えをもって職務に当たらなければならない。

- (1) 常に関係法令を研究するとともに、円満な良識のかん養に努めること。
- (2) 懇切を旨とし、先入観にとらわれることなく、当事者の意見、主張を十分に聴取して公平に取扱うこと。
- (3) さ細なことでも軽視せず、誠意をもって処理に当たること。
- (4) 関係者を非難し、又は人権を侵害しないよう言動を慎むこと。
- (5) 処理結果は、可能な限り当事者又は関係人に通知すること。
- (6) 事案の当事者又は関係人が相談員と親族その他特別の関係にあって処理の公正が疑われるおそれのある場合は、所属長に報告の上、その取扱いを避けること。
- (7) 相談の処理に当たって他の関係機関等で行うことが適当と認められる場合は、相談者にその趣旨を説明し、理解を得た上で当該機関を教示すること。
- (8) 相談の内容から、事件として処理することが妥当と判断されたときは、速やかに事件担当課に引き継ぐこと。
- (9) 相談の引き継ぎに当たっては、いやしくもたらひ回しにされた等の申し出をされることのないように配慮すること。

(特異相談事案の処理)

第11条 相談員は、相談事案のうち、犯罪及び特異な事案については、速やかに所属長に報告して指揮を受けなければならない。

2 前項に規定する特異な事案とは、おおむね次の場合とする。

- (1) 社会の耳目をひく事案
- (2) 内容が悪質な事案
- (3) その他執務上参考となる事案

(処理区分)

第12条 相談事案の処理区分は、次の基準によるものとする。

- (1) 解決
警察で処理すべき相談事案について処理し、相談者の了解が得られた場合
- (2) 助言及び指導
警察段階での最終処理ができない事案で、助言及び指導を行い、相談者の了解が得られた場合
- (3) 引継ぎ
相談を受け、その内容にかかわる主管課に事案を引継いだ場合
- (4) 他機関教示
相談の内容から、他の関係機関等で取り扱うことが適当と認め、当該機関を教示し、相談者の了解が得られた場合
- (5) 継続
相談内容が複雑その他の理由で、処理を継続する必要がある場合
- (6) 打ち切り
未解決のまま処理を打ち切る場合

(身分証明書)

第13条 相談員は、その職務を行うに当たっては、警察安全相談員証（別記様式第1号）を携帯し、相談者等から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導教養)

第14条 所属長は、相談員に対しその職務に関し必要な知識及び技術について、指導教養を行うものとする。

(警察官等との連携)

第15条 相談員は、第5条の職務に従事するときは、警察官その他の警察職員と緊密な連携を保つものとする。

(報酬及び旅費)

第16条 相談員に支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(災害補償)

第17条 相談員が任務遂行に関して災害を受けた場合における補償は、沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第10号）に定めるところによる。

(報告)

第18条 相談員は、相談事案の処理の状況について、相談業務訓令第15条に定める相談受理簿及び相談処理表に記載するとともに、当日の勤務終了後、所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、相談員の月間の活動状況を、警察安全相談員活動状況報告（別記様式第2号）

によりとりまとめ、翌月 5 日までに広報相談課長を経由して本部長に報告しなければならない。

- 3 所属長は、相談員の活動に伴う紛議、受傷事故の発生、効果的な活動事例等を認知したときは、速やかにその内容を広報相談課長を経由して本部長に報告しなければならない。